障がい学生支援【合理的配慮計画に基づく支援】のながれ

本 人
(申請者)

どうしよう…
学生生活が不安

修学や生活の不安
合理的配慮の相談

③
合理的配慮
の申請

⑤
合理的配慮計画案の確認
合理的配慮計画の最終確認

⑦
学科会議の
報告を経て
支援開始！

支援終了

相談を受けた教職員

① 担当教員もしくは
支援ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾀｰを紹介

② **支援ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾀｰ**
情報収集・申請準備支援

担当教員
情報収集。情報の共有

担当教員

※ 担当教員が
学科長へ報告
する場合もある

学生課

④
支援ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾀｰ

本人

支援ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾀｰ

※ 振り返りの結果、
配慮がなくて良い
状況になれば終了

⑧ モニタリング
本人・担当教員・支援ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾀｰ
が計画した頻度で振り返りを行う
次学期の計画案作成

※ モニタリング後
は⑤～⑧を
繰り返す

支援ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾀｰ　**担当教員**

⑤ **検討会** (学科長・担当教員・アドバイス担当・事務職員・支援ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾀｰなど)
合理的配慮計画案の作成

学科長　**担当教員**

合理的配慮計画案の確認（本人）

検討会 (学科長・担当教員・アドバイス担当・事務職員・支援ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾀｰなど)
合理的配慮計画の決定

合理的配慮計画の確認（本人）

⑥ **学科会議**　合理的配慮計画の報告

本人に同意を得た
合理的配慮計画は
学科会議にて
報告をする。

学科教員

学科長　**担当教員**

⑦ **合理的配慮計画書の周知（配布）**

保健管理センター職員

学科外教員

事務局担当者

学外科目担当教員